

有資格業者の皆様へお知らせ

発注事務に係る綱紀保持に関する取組について

四国地方整備局では、「四国地方整備局発注者綱紀保持規程」を制定し、発注事務に対する国民の信頼確保に努めています。

有資格業者の皆様におかれましては、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

●事業者等との応接方法(規程第5条)

原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応します。

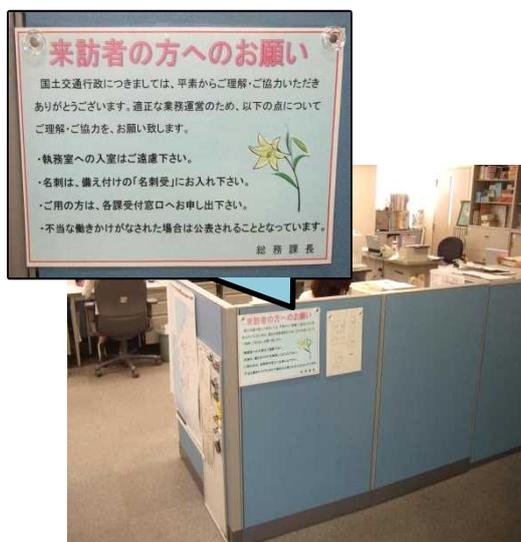
●事業者等からの働きかけの対応(規程第12条)

事業者等から不当な働きかけを受けたときは、記録・公表をします。

●執務環境の整備(規程第13条)

秘密の漏洩の防止を図るため、執務室への自由な出入りを制限しています。

<執務環境の整備等の事例>



入室制限の掲示



応接スペースの設置



書庫等による執務室の区分

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局
高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎
TEL 087-851-8061
(担当：適正業務管理官)

※詳しくは、四国地方整備局ホームページ「コンプライアンスの取組」をご覧ください。